

令和8年第9回定例公安委員会会議録

開催日時 令和8年3月19日(木)午前11時10分～午後2時10分

開催場所 警察本部

第1 定例会議

1 開催時間 午後1時30分～午後1時50分

2 出席者

公安委員会 久本委員長 杉原委員

警察本部 青山警察本部長 渡邊警務部長 渡邊首席監察官
山柘生活安全部長 細田刑事部長 宮田交通部長
永島警備部長 山本警察学校長 永井情報通信部長
生田警務部参事官

(事務局等～柳原公安委員会補佐室長、総務課員)

3 議題事項

警察職員等の援助要求(警備部)

警察本部

宮城県公安委員会から、天皇皇后両陛下、愛子内親王殿下の東日本大震災15年被災地御見舞等に伴う警衛警備に万全を期すため、特別派遣の援助要求があった。また、福島県公安委員会から、原子力関連施設の警戒警備に万全を期すため、特別派遣の援助要求があった。

委員

まず、宮城県公安委員会からの要請について、天皇皇后両陛下が愛子内親王を伴われて復興状況の視察に行かれるということで、非常に有り難いことである。東日本大震災から15年が経過したが、行方不明者は未だに約2,500人おられる。派遣に当たっては、万全の警備をお願いしたい。また、福島県公安委員会からの要請についても、鳥取県警察の役割を果たしてきてもらいたい。

どちらも遠方での活動となるが、事故のないように、しっかりと役割を完遂し

てもらいたい。

委員

非常に重要な役割である。他県警察との連携や協力により、現場での任務を滞りなく遂行できるよう、よろしく願います。

4 報告事項

- 令和7年中の遺失、拾得物の取扱状況（警務部）
- 鳥取県警察障がい者活躍推進計画の実施状況（警務部）

（1）令和7年中の遺失、拾得物の取扱状況（警務部）

警察本部

遺失物の届出状況について、令和7年に遺失届のあった現金は1億2,844万7,587円で、令和6年と比較して約275万円の増加となった。物品点数については、4万1,852点で、令和6年と比較して約1,500点増加している。続いて、拾得物の届出状況について、令和7年に拾得届のあった現金は、7,534万1,911円で、令和6年と比較して約345万円の減少となった。物品点数については、7万4,257点で、令和6年と比較して約8,400点の増加となった。拾得物の内訳について、令和7年に拾得届のあった物品のうち、証明書類・カード類が上位を占めており、その内訳として、キャッシュカード、健康保険証、運転免許証が多く拾得されている。拾得物の返還等の状況について、現金は、遺失者に返還した割合が65.2パーセントと多くなっており、続いて、遺失者が判明せず、拾得者が権利を放棄するなどして県の歳入となった割合が、19.1パーセントとなっている。物品は、県に帰属した割合が38.8パーセントと最も多く、続いて、遺失者に返還した割合が31.5パーセントとなっている。現金は、財布、鞆などの在中品として拾得されることが多く、一緒に拾得された身分証明書やカード類から遺失者を特定して返還することが可能であるが、生活用品や衣類などは記名等がない場合が多く、遺失者を特定することが困難であること、遺失届の提出件数も少ないことから遺失者に返還することができず、県に帰属したり、拾得者に引渡しすることとなる割合が多くなっている状況である。拾得金について、令和7年は、過去5年間で拾得金が最大となった令和6年と比較し、345万円の減少となっている。また、返還率は例年並みの65.2パーセントとなっている。今後も遺失届や届出された物品から遺失者を特定し、遺失者への返還率の向上に努めていく。

拾得金額高額1位のものについては、令和7年8月上旬に一般の方が米子市内

の施設で現金197万円在中のポーチを拾得し、施設占有者を通じて米子警察署管内の交番に届け出られたものとなっている。こちらについては、遺失者が判明し、返還している。特異な拾得物件について、一つ目のドローンは、境港市内の路上で拾得され、境港警察署に届け出られたもので、遺失者の連絡先が判明し、返還している。二つ目のキックボードは、境港市内の施設駐車場で拾得され、境港警察署に届け出られたものであるが、遺失者が判明しなかったため、県に帰属する予定である。三つ目のソフトエアガンは、日野郡江府町の田畑で拾得され、黒坂警察署管内の駐在所に届け出られたもので、調査の結果、所持禁止物品には該当せず、遺失者が判明しなかったため、県に帰属している。

令和8年度末には、全都道府県警察において遺失物等情報管理業務が警察共通基盤に移行される予定であり、全国の遺失・拾得の照会等が容易になるとともに、県民にとっては、全国の落とし物をインターネットで検索可能となるといった利便性が図られる予定である。今後も、遺失・拾得物の取扱いは、県民の権利利益に直接関わる業務であることと認識し、遺失者、拾得者の立場に立ち、早期返還のために遺失者調査等、適切な遺失物業務に努めることとしている。

委員

生活用品など様々な拾得物の届出があり、膨大な業務量だと思うが、きちんと管理していただいております。非常に有り難いと思っております。全体の警察業務が増えている中で、遺失拾得業務に関し、単県での対応は難しいと思うが、アウトソーシングできるものについては意見を挙げて検討していただきたい。全都道府県警察においてシステムを共通化されることとあり、利便性が向上することは有り難いことである。引き続き、よろしくお願いする。

委員

遺失、拾得物の取扱状況について報告いただき、大変な業務をされていると感じた。取扱い件数が膨大であるが、迅速で丁寧な対応をしていただくことで県民や国民からの信頼につながっていくと思う。引き続き、よろしくお願いする。

(2) 鳥取県警察障がい者活躍推進計画の実施状況（警務部）

警察本部

鳥取県警察障がい者活躍推進計画については、令和元年6月14日に障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律が公布され、同法第7条の3に障害者活躍推進計画の作成等に関する事項が規定されたことに伴い、当県警察においても令和2年2月27日に「鳥取県警察障がい者活躍推進計画」を制定し、各種取組を推進してきたところである。その後、厚生労働省が障害者活躍推進計画の作成指針を改定したことに伴い、令和6年10月31日に同改定内容に沿って、新たに「鳥取県警察障がい者雇用推進計画」を制定し、各種取組を継続して

実施しているところである。また、同条第6項には、国及び地方公共団体の任命権者は、毎年少なくとも1回、障害者活躍推進計画に基づく取組の実施状況を公表しなければならない旨の規定があるため、この度、令和7年における取組状況の報告を行い、公表させていただくものである。

障がい者の雇用状況について、警察行政職員の採用試験においては、これまでに合計5人の採用を行った実績があるが、平成30年以降は試験を実施しているものの、採用に至っていない。一方で、令和3年度以降、毎年度1人ずつ会計年度任用職員を採用しており、令和8年度においても同様に採用となる予定である。

法定雇用率の達成状況について、法定雇用率の算定の基礎となる職員数については、警察行政職員、会計年度任用職員となっており、警察官は除外されている。令和7年度も、法定雇用率に対する必要雇用者数を達成している状況である。

推進計画の実施状況について、鳥取県警察障がい者活躍推進計画の実施状況に基づいて報告する。まず、目標に対する達成度については、満足度、ワーク・エンゲージメントに関する目標について、令和8年1月に障がいを有する職員を対象としたアンケートを実施した。ワーク・エンゲージメントというのは、いわゆる仕事のやりがいという意味合い、もう一つの満足度は、鳥取県警察に就職したことへの満足度という意味合いでそれぞれ質問している。満足度については、目標の80パーセント以上を超え、良好な結果となっている。また、ワーク・エンゲージメントについても、昨年度と同数値の高い水準を維持している。

続いて、取組の実施状況について、障がい者の活躍を推進するための環境整備、人事管理として、障がいを有する職員全員との面談やメール相談、アンケートを行うなどし、業務との適切なマッチングができているのかを確認すること及び意見・要望等を把握し、障がいを有する職員が働きやすい職場環境となるよう努めている。また、目標に対する達成度及び取組内容の実施状況に対する点検結果について報告する。令和7年度は、法定雇用率のほか、満足度についても目標達成となっている。一方、ワーク・エンゲージメントについては、昨年度と同数値となっており、前年度を上回るという目標の達成には至らなかったが、高い水準を確保していると評価している。法定雇用率については、段階的に引き上げが行われており、令和8年7月には、現在の2.8パーセントから3.0パーセントに引き上げる予定であることから、新規職員の採用募集活動のほか、引き続き、不本意な退職者を出さないように、障がいを有する職員が、より一層働きやすい職場環境の構築に向け、計画に基づく取組を推進していく必要があると考えている。

委員

障がい者の自立に関して、就業は必要な要素であり、社会全体で進めていく中で、警察にもその役割があると認識している。そんな中で、ワーク・エンゲージメントの調査では、8割以上の高い水準を維持していただいております、良い職場環境を作っていただいていると感じた。今後は、精神障がい者の雇用が増えてくることが予想され、特に精神障がいの場合は、職場の理解が必要不可欠である。教養を実施する際には、それぞれの障がいに応じた視点で教養させていただくことに

より、さらに良い障がい者雇用の実践ができると思う。引き続き、その辺りも考慮して推進していただけたらと思う。

委員

計画に基づく取組が着実に進んでいることを確認させていただいた。障がいのある方が実力を発揮できる環境作りは、組織の多様性や活力にもつながる大切なことだと思う。報告があったように、数字上での達成をしていただき、素晴らしいと感じた。さらに、実質的な職場への定着が進むよう、今後も取組をお願いしたい。

第2 その他の公安委員会活動

1 意見の聴取

運転免許課から、道路交通法に基づく意見の聴取4件について、事案概要、処分理由、当事者の陳述要旨、基本量定等を詳細に聴取し量定を決定した。

2 聴聞

運転免許課から、道路交通法に基づく聴聞1件について、事案概要、処分理由、当事者の陳述要旨、基本量定等を詳細に聴取し量定を決定した。

3 事前説明

鳥取県警察障がい者活躍推進計画の実施状況

4 報告事項

監察報告

5 決裁

- ・令状を請求することができる司法警察員の指定等
- ・処分取消等請求事件にかかる指定代理人の変更
- ・警察署協議会委員の辞職について
- ・少年指導委員の委嘱伺いについて
- ・公益信託制度における補助執行について

6 公安委員会委員間の事前検討・協議等

7 公安委員会補佐室からの事務連絡等

公安委員会補佐室から当面の行事予定等について確認と説明があり、了承した。